

第 87 号議案

滋賀県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について

滋賀県市町立学校職員の人事評価に関する規則（滋賀県教育委員会規則第 5 号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 2 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

滋賀県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する 規則

滋賀県市町立学校職員の人事評価に関する規則（平成 28 年滋賀県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する県費負担教職員」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する県費負担教職員
- (2) 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 27 号）の適用を受ける会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。次号において同じ。）
- (3) 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 28 号）の適用を受ける会計年度任用職員

第 18 条を第 19 条とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（会計年度任用職員の人事評価）

第 18 条 第 3 条第 2 号および第 3 号に掲げる職員の人事評価の実施については、この規則の規定にかかわらず、県教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀縣市町立学校職員の人事評価に関する規則 新旧対照表

旧	新
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(被評価者の範囲)</p> <p>第3条 人事評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、<u>市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する県費負担教職員(滋賀県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)が指定する者を除く。)</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(被評価者の範囲)</p> <p>第3条 人事評価の対象となる職員(以下「被評価者」という。)は、次に掲げる職員</p> <p>_____ (滋賀県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)が指定する者を除く。)とする。</p> <p>(1) <u>市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する県費負担教職員</u></p> <p>(2) <u>滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)の適用を受ける会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次号において同じ。)</u></p> <p>(3) <u>滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)の適用を受ける会計年度任用職員</u></p>
<p>第4条から第17条まで 省略</p> <p>(新設)</p>	<p>第4条から第17条まで 省略</p> <p>(<u>会計年度任用職員の人事評価</u>)</p> <p>第18条 <u>第3条第2号および第3号に掲げる職員の人事評価の実施については、この規則の規定にかかわらず、県教育長が別に定める。</u></p>
<p>第18条 省略</p>	<p>第19条 省略</p>
<p>付則 省略</p>	<p>付則 省略</p>

令和2年(2020年)3月24日
3月定例教育委員会
第86号議案関係資料
第87号議案関係資料

「滋賀県立学校に属する職員の人事評価に関する規則」

「滋賀県市町立学校職員の人事評価に関する規則」

一部改正の概要

1 改正の理由

- ・ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。（以下「改正法」という。）が令和2年4月1日より施行されることに伴い、会計年度任用職員が人事評価制度実施の対象となることから、滋賀県立学校に属する職員の人事評価に関する規則（平成28年滋賀県教育委員会規則第4号）および滋賀県市町立学校職員の人事評価に関する規則（平成28年滋賀県教育委員会規則第5号）の一部を改正する。

2 改正の概要について

- ・ 会計年度任用職員の人事評価の実施については、県教育長が別に定めることとする。
- ・ 令和2年4月1日から施行する。

【参照条文】

○ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(人事評価の実施)

第23条の2 (略)

2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。

3 (略)